

伊予市「ごみ分別の手引き・辞典」共同発行業務公募型プロポーザル審査要領

1 目的

伊予市「ごみ分別の手引き・辞典」共同発行事業者を選定するため、必要な事項を定めるもの。

2 選定委員会

共同発行事業者は、市職員で構成する選定委員会（以下、「委員会」という。）の書類審査により選定する。

3 審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画・コンセプト	企画・コンセプトが明確で、本業務の目的及び内容に沿ったものであるか。	10
デザイン・レイアウト	文字の大きさ、行間のバランスなど幅広い年齢層に配慮した見やすいデザインとなっているか。地域情報の内容が充実しているか。広告の掲載量や位置は適当か。	10
業務実施体制	十分な実務経験を有する業務実施責任者及び担当者が配置されているか。	10
業務実績	同種業務および類似業務の実績は十分か。	10
スケジュール管理	発行および配布スケジュールは無理のない日程になっているか。	5
その他の提案	内容の充実を図るための有益な提案があるか。	5

4 審査方法

- (1) 審査は書類審査より行うものとする。
- (2) 各選定委員の持ち点（50点）の合計の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、共同発行事業者として選定しないこととする。
- (3) 最高得点者が2者以上あった場合は、「企画・コンセプト」、「デザイン・レイアウト」、「業務実施体制」の順で評価点が高い者を共同発行事業者とする。
- (4) 共同発行事業者として選定された者が辞退した場合、もしくは、伊予市「ごみ分別の手引き・辞典」共同発行業務公募型プロポーザル実施要領「3 参加資格」を満たさなくなった場合は、次点者を共同発行事業者として選定する。その場合においても、最低基準点を満たす者とする。

- (5) 参加事業者が1者のみの場合であっても審査は実施し、最低基準点を満たす場合に限り、共同発行事業者とする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、選定に関し必要な事項は、その都度協議の上決定する。